

**運用基準17 医療施設（法第34条第1号に該当しないもの）【個別付議基準】**

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院，同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所に係る開発行為については，申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 設置及び運営が国の定める基準に適合する優良なものであること。
- 2 当該施設の立地について，神戸市の医療施策及び都市計画の観点から支障がないと認められるものであること。
- 3 当該施設の開設が確実に許可される見込みであること。
- 4 市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる次に掲げる事情のいずれかが存すること。
  - (1) 救急医療の充実が求められる地域において，患者等の搬送手段の確保のため，当該開発区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合
  - (2) 当該医療施設の入院患者等にとって，開発区域周辺の優れた自然環境その他の療養環境が必要と認められる場合
  - (3) 病床過剰地域に設置された病院又は診療所が，病床不足地域に移転する場合
  - (4) これらに準ずる合理的な事情があること
- 5 道路その他必要な公共施設等を申請者自らが整備するものであること。